

有田市障害福祉計画

平成19年 3月

和歌山県 有田市

はじめに

有田市では、「あなたとわたしがつくる 美しい 快適なまち 有田市」をめざし、市民と行政が力を合わせたまちづくりを推進しています。

近年、少子高齢社会の進展とともに障害の重度・重複化や障害者の高齢化が進んでいます。また、社会経済状況等の変化により障害者福祉を取り巻くニーズも多様化しており、障害者の方が地域の中で自立した生活が送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっております。

平成 18 年 4 月より施行されました「障害者自立支援法」では、障害のある方の自立支援を目的として、障害の種別にとらわれないサービスの提供、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直しなどにより障害者福祉の推進を図ることとしております。

本市におきましても、障害保健福祉施策全般にわたる計画を定めた「有田市障害者基本計画」と障害福祉サービスの計画的な基盤整備を図るための「有田市障害福祉計画」の一体的な策定をいたしました。

障害の有無にかかわらず地域社会の中で共に生きる「ノーマライゼーション」とライフステージの全ての段階において全人間的復権をめざす「リハビリテーション」の理念のもと、一人ひとりの顔がつながっている「顔の見える関係」、支え合いや助け合いをとおして「支え合う顔」が見えるまちの実現をめざしています。

今後は、障害のある方の自立と社会参加の一層の促進を図り、計画の基本理念「支え合う顔がみえるまち ありだ」を実現するため、行政はもとより障害者の方々や関係団体と連携しながら、本計画の推進に鋭意努力してまいります。

最後になりましたが、この計画策定にあたりまして、熱心な議論を重ね、貴重なご意見を・ご提言を賜りました、作成委員会の皆様をはじめ、障害者団体及び障害福祉関係者の方々ならびに多くの市民の皆様方に感謝を申し上げます。

平成 19 年 3 月

有田市長 玉 置 三 夫

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第1節	障害福祉計画策定の基本的な考え方.....	1
第2節	計画の期間.....	1
第3節	計画の性格・位置づけ.....	1
第4節	障害者自立支援法の概要.....	2
第2章	サービス利用の現状	5
第1節	日中活動系サービスの利用状況.....	5
第2節	居住系サービスの利用状況.....	6
第3節	訪問系サービスの利用状況.....	7
第3章	平成23年度の目標値の設定	8
第1節	入所施設の入所者の地域生活への移行.....	8
第2節	入院中の精神障害者の地域生活への移行.....	9
第3節	福祉施設から一般就労への移行.....	9
第4章	障害福祉サービスの見込み	10
第1節	障害福祉サービス.....	10
1.	訪問系サービス.....	10
2.	日中活動系サービス.....	12
3.	居住系サービス.....	14
4.	指定相談支援.....	15
第2節	地域生活支援事業の見込み.....	16
1.	必須事業.....	16
2.	任意事業.....	19

第5章 サービス利用体制の充実	22
第1節 制度・サービスに関する情報提供の充実	22
第2節 障害者等に対する虐待の防止	22
第3節 事業者の参入促進	22
第4節 人材の育成と資質の向上	22
第5節 地域資源の有効活用	22
第6章 地域における生活支援の充実	23
第1節 障害や障害者に対する理解の促進	23
第2節 制度及びサービス内容の周知と普及	23
第3節 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供	23
第4節 相談体制の充実	24
第5節 情報提供体制の充実	25
第6節 地域生活移行を進めるための支援体制の構築	26
第7節 就労に向けた支援の充実	27
第7章 障害福祉計画の推進体制	29
第1節 総合的な取り組みの推進	29
第2節 地域における各種関係団体、民間企業等の連携	29
第3節 国・県との連携	29
第4節 計画の見直し時期と評価	29
第8章 資料編	30
1. 用語解説	30
2. 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱	33
3. 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会名簿	34

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 障害福祉計画策定の基本的な考え方

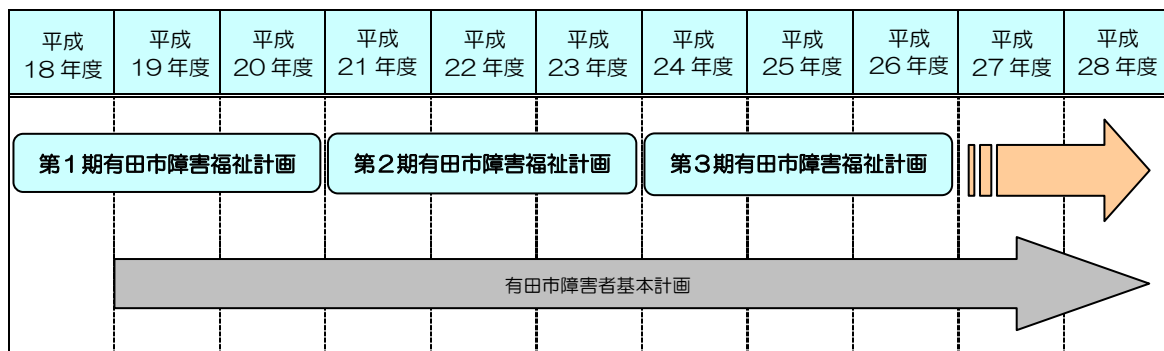
障害者自立支援法の施行により障害者保健福祉のしくみが抜本的に変わり、障害者の地域生活支援の核となる施設や事業体系については、平成23年度までの概ね5年間で、新たな体系に順次、移行していくこととなっています。

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤整備を示すものです。

今後は、この計画に基づき施策を推進していくとともに、障害者保健福祉を取り巻く改革の動向と市内や近隣市町の実状を的確にふまえ、計画的な地域基盤の整備を進めていきます。

第 2 節 計画の期間

本計画の期間は、平成 18 年度から平成 20 年度までの3年間とします。なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第 3 節 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤整備を示すものです。また、本市における障害者施策の基本方針である「有田市障害者基本計画」との整合性を持つ計画として位置付けられています。

第4節 障害者自立支援法の概要

平成15年に導入された支援費制度は、身体・知的といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく、サービスが使いにくいことや、サービスの提供体制に市町村間の格差が大きいこと、さらに国と市町村の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難といった問題点が指摘されていました。こうした制度上の問題点を解決するとともに利用できるサービスを充実し、より一層の推進を図るために平成18年4月、障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法には、以下のようなねらいがあります。

■障害者自立支援法による改革のねらい

障害福祉サービスの一元化

- ① 3障害（身体、知的、精神）の一元化
障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供。
- ② 実施主体の市町村への一元化
市町村が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに、国と都道府県はそれをサポートする仕組みに改正。

利用者本位のサービス体系に再編

- ① 介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の創設
障害者の自立を一層支援するため、「施設」の単位ではなく、機能に応じた「事業」の単位に再編。新体系は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つに再編。
- ② 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離
入所施設のサービスを日中の活動にかかわるサービス（日中活動事業）と基本的な生活にかかわる居住支援サービス（居住支援事業）にわけ、施設にいても、他の日中サービスを選べるなど、住まいを含め障害者が自分にあったサービスの選択が可能。
- ③ 地域の限られた社会資源の活用
通所施設などを運営する主体が限られていたが、NPO法人、医療法人なども運営できるよう、規制を緩和。

就労支援の抜本的強化

① 就労移行支援事業等の創設

障害者が地域で自立して生活していくうえで、就労できる環境を整備することが重要であり、障害者の就労支援を強化するため、「就労移行支援事業」等の事業を新たに創設。

支給決定の透明化・明確化

① 客観的な尺度（障害程度区分）の導入

支援の必要度に関する客観的な尺度として、全国一律の障害程度区分を導入。障害程度区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に示す区分。

② 支給決定のプロセスを透明に

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図る。

費用をみんなで負担し合う仕組みの強化

① サービスの量と所得に着目した負担に

障害者が福祉サービス等を利用した場合に食費等の実費負担や利用したサービス量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。

② 国の費用負担を義務づける

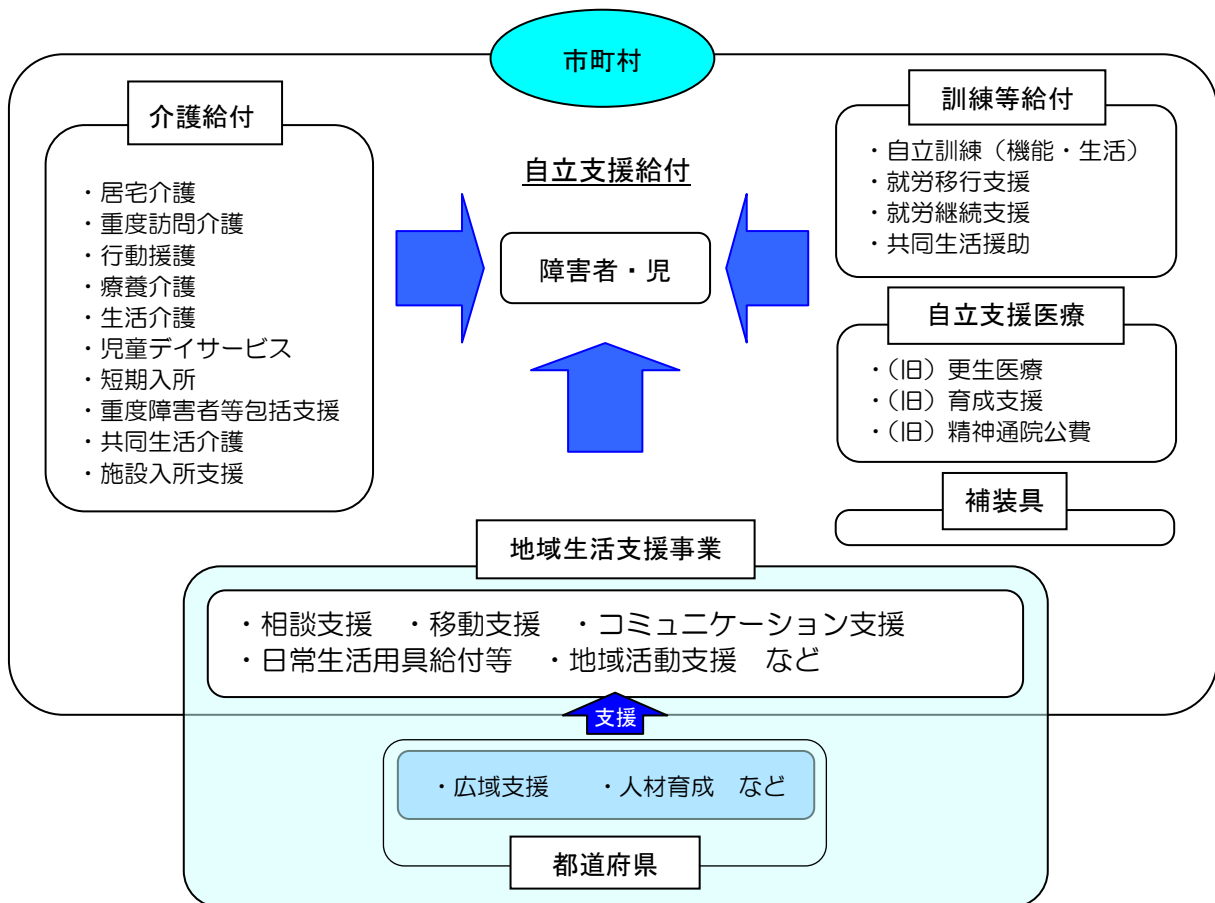
福祉サービス等の費用について、市町村に対して国が財政補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改正。

■総合的な自立支援システムの確立

障害者自立支援法の施行にともない、給付体系が変わります。

国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、地域の実情に応じて、実施される「地域生活支援事業」が創設されます。

障害者自立支援法における障害福祉サービス等の給付体系は現行の支援費制度や精神保健福祉制度から、利用しやすい制度にしていくことをめざしています。



第 2 章 サービス利用の現状

第 1 節 日中活動系サービスの利用状況

単位：人

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者更生施設	4	4	4
身体障害者療護施設	6	4	3
身体障害者授産施設	0	0	0
身体障害者通所授産施設	0	0	0
身体障害者福祉工場	0	0	0
身体障害者小規模通所授産施設	0	0	0
知的障害者更生施設（入所）	21	25	24
知的障害者更生施設（通所）	0	0	0
知的障害者授産施設（入所）	4	4	4
知的障害者授産施設（通所）	34	37	40
知的障害者福祉工場	0	0	0
知的障害者小規模通所授産施設	0	0	0
精神障害者生活訓練施設	0	0	1
精神障害者入所授産施設	0	0	0
精神障害者通所授産施設	0	0	0
精神障害者福祉工場	1	1	1
精神障害者小規模通所授産施設	1	1	1
身体障害者デイサービス	3	4	5
知的障害者デイサービス	0	0	0
精神障害者地域生活支援センター	6	6	6
小規模作業所（3障害）	9	10	8

第2節 居住系サービスの利用状況

単位：人

	平成15年 10月	平成16年 10月	平成17年 10月
身体障害者更生施設	4	3	4
身体障害者療護施設	6	4	3
身体障害者授産施設	0	0	0
知的障害者更生施設（入所）	21	25	24
知的障害者授産施設（入所）	4	4	4
精神障害者生活訓練施設	0	0	1
精神障害者入所授産施設	0	0	0
知的障害者通勤寮	0	0	0
知的障害者グループホーム	3	3	4
精神障害者グループホーム	0	0	0

第3節 訪問系サービスの利用状況

単位：人・時間

区分		平成 15 年 10月	平成 16 年 10月	平成 17 年 10月
ホームヘルプサービス (身体障害者居宅介護)	身体 (人)	15	14	18
	(時間)	325	356.5	275.5
	家事 (人)	22	24	28
	(時間)	306	387.5	475
	移動 (人)	0	2	0
	(時間)	0	19.5	0
	移動介護 (人)	0	0	0
	(時間)	0	0	0
ホームヘルプサービス (知的障害者居宅介護)	身体 (人)	2	4	7
	(時間)	42	60	77.5
	家事 (人)	0	0	4
	(時間)	0	0	88
	移動 (人)	0	0	4
	(時間)	0	0	10
	移動介護 (人)	1	1	5
	(時間)	20	14	14
ホームヘルプサービス (精神障害者居宅介護)	身体 (人)	1	2	1
	(時間)	5.5	13	2
	家事 (人)	2	4	5
	(時間)	62	87	178
	移動 (人)	0	0	0
	(時間)	0	0	0
	移動介護 (人)	0	0	0
	(時間)	0	0	0
ホームヘルプサービス (障害児居宅介護)	身体 (人)	3	9	16
	(時間)	92	135	145
	家事 (人)	0	4	7
	(時間)	0	36.5	54.5
	移動 (人)	0	9	103
	(時間)	0	71.5	12
	移動介護 (人)	0	1	0
	(時間)	0	2.5	0

第 3 章 平成 23 年度の目標値の設定

第 1 節 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成 23 年度末までに、現在における入所施設の入所者の 1 割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成 23 年度末時点の施設入所者数を 7% 以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定することとなっています。

有田市における方向性

項目	数 値	考 え 方
現在の施設入所者数	36 人	平成 17 年 10 月 1 日の全施設入所者数とする
【目標値】地域生活移行者数	1 人	現在の全入所者のうち、施設入所から GH・CH 等へ地域移行した者の数
	2.8 %	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込	1 人	平成 23 年度末段階での削減見込数
	2.8 %	(割合については削減見込数を全入所者で除した値)

第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という）の解消をめざし、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定することとなっています。

有田市における方向性

項目	数値	考え方
現在	16 人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	3 人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

第3節 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上を目安として、平成23年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することとなっています。

有田市における方向性

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	3 人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
	3人増	平成17年度との比較

第 4 章 障害福祉サービスの見込み

第 1 節 障害福祉サービス

1. 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援のサービスがあります。

訪問系サービスは、日常生活上の支援など障害者の地域生活を支える重要なサービスであり、地域生活への意向を推進する観点からも、サービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。

本市において実施する障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）の必要量の見込みと見込量を確保するための取り組みは次のとおりです。

なお、障害福祉サービスは、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の区分毎に示しています。

有田市における方向性

■サービス量の見込み

単位：時間／月

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,418	1,522	1,642	1,986

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
居宅介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
行動援護	重度の知的障害、または重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を有する障害者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

見込量確保のための方策

- 今後、新たなサービスが見込まれる精神障害者や重度の障害者へのサービスに対応するため、身体障害、知的障害へのサービスを提供している事業者や介護保険事業者へ必要な情報提供を図るなど、事業者の確保に努めます。
- サービスを必要とする障害者が適切にサービスを利用できるように、サービスの周知に努めます。
- サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・療養介護・児童デイサービス・短期入所があります。

日中活動系サービスは障害者の自立と社会参加を図るため、障害者の状況に応じたサービス需要に適切に対応することが必要となります。

有田市における方向性

■サービス量の見込み

単位：人日／月（療養介護は人／月）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	0	47	341	865
自立訓練（機能訓練）	0	0	56	77
自立訓練（生活訓練）	0	5	94	226
就労移行支援	0	26	101	217
就労継続支援（A型）	0	50	65	223
就労継続支援（B型）	23	127	202	490
療養介護	0	0	0	3
児童デイサービス	451	494	536	663
短期入所	27	33	40	59

※「人日」は「月間の利用人員」×「一人あたりの月平均利用日数」をいいます。

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	昼間、障害者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障害のある子どもが日常生活における基本的な訓練の指導、集団生活への適応訓練等を行うために施設等に通所して実施します。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

見込量確保のための方策

- 既存の福祉施設（入所・通所など）の利用者をもとにサービス量を見込みました。また、平成 23 年度の就労移行支援及び就労継続支援の数値は国の基本指針をふまえた目標数値となっています。
- サービス提供体制については、今後、サービス提供事業者が利用者の意向などをふまえながら新体系へ移行することから、サービス提供事業者や利用者への必要な情報提供を図ります。
- サービス提供事業者の新体系への移行状況やサービス需要の把握に努め、サービス利用を希望する障害者がこれら日中活動系サービス等の提供を受けることができるように努めます。
- 障害者の「働きたい」という意向を支援するためには、就労支援事業や就労継続支援事業の充実を図ることが必要となります。そのため、授産施設等を運営する事業者に対して転換を働きかけるとともに、社会福祉法人やNPO法人等に広く情報提供を行うなどにより、多様な事業者の参入を促進します。
- 児童デイサービスは、利用希望者が増加することが考えられることから、市内外の事業者と連携を図りながら、サービス需要に適切に対応していきます。

3. 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援があります。

福祉施設や入院から地域生活への移行を促進していくためには、グループホーム・ケアホームなどの居住基盤の確保が必要となります。

有田市における方向性

■サービス量の見込み

単位：人／月

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助 共同生活介護	6	7	9	17
施設入所支援	0	2	17	35

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を行います。
共同生活介護	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、食事や入浴、排せつの介護を行います。
施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している障害者が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。

見込量確保のための方策

- 現在の施設入所者数、グループホーム利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の目標数値や新たにサービス利用が見込まれる人の数を考慮して、サービス量を見込みました。
- 国・県の目標を達成するためには、共同生活援助及び共同生活介護事業の計画的な推進が必要となり、今後の地域移行の状況を把握し、広域で調整しながら、適切に居住基盤の確保に努めます。
- 地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、既存施設を中心に必要な入所施設の確保に努めます。

4. 指定相談支援

障害福祉サービスを利用する障害者のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や単身者で自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるとともに、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、サービス利用計画を作成します。

有田市における方向性

■サービス量の見込み

単位：人／月

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	0	15	19	28

見込量確保のための方策

- サービスを必要とする障害者が適切にサービス利用できるように、サービス内容の周知を図るとともに、介護保険の居宅介護支援事業者などへ必要な情報提供を図るなど、事業者の確保に努めます。
- 適切なサービス利用計画の作成を行うため、地域自立支援協議会を活用するなど、総合的に支援していきます。

第2節 地域生活支援事業の見込み

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定化された事業です。障害者が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、さまざまな事業による支援を行います。

事業類型	実施事業
必須事業	○相談支援事業 ○コミュニケーション支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター事業
その他事業	○更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ○日中一時支援事業 ○訪問入浴サービス事業 ○社会参加促進事業 ○経過的デイサービス事業 等

1. 必須事業

①相談支援事業

障害者や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

有田市における方向性

単位：箇所

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業	1	2	2	2
障害者相談支援事業	1	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	—	—	—	1
住居入居等支援事業	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	—	—	—	1

②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

有田市における方向性

単位：人

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
手話通訳者等派遣事業	1	2	4	6
要約筆記者等派遣事業	1	1	1	1
手話通訳者設置事業（設置人数）	—	—	—	—
点字・音訳等支援事業	—	—	—	—

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。

有田市における方向性

単位：件数

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	2	3	4	5
自立生活支援用具	10	11	12	15
在宅療養等支援用具	4	5	6	8
情報・意思疎通支援用具	22	24	26	35
排泄管理支援用具	156	343	377	500
住宅改修費	1	2	2	2

④移動支援事業

障害児（者）であって、市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

有田市における方向性

単位：箇所・人・時間

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間
個別支援型 (上段:人数, 下段:時間)	11	50	12	55	13	60	13	70
		2,160				2,300		

⑤地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。

- I 型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
- II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- III 型：概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。

有田市における方向性

単位：箇所・人

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
地域活動支援センター 機能強化事業	/		/		/		/	
地域活動支援センターⅠ型	—	—	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センターⅡ型	—	—	—	—	—	—	3	5
地域活動支援センターⅢ型	—	—	—	—	—	—	2	10

2. 任意事業

①更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」に基づき、更生訓練費の支給や、訓練等を終了し就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰を促進していきます。

有田市における方向性

単位：人

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
更生訓練費給付事業	1	2	2	3
施設入所者就職支度金給付事業	1	1	1	1

②日中一時支援事業

障害のある小中高生等であって、原則として日中において監護する人がいないことにより放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障害のある児童を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

有田市における方向性

単位：箇所・人

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
日中一時支援事業	5	10	11	24	12	25	15	29

③訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害者を対象に、地域において身体障害者の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

有田市における方向性

単位：箇所・人

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
訪問入浴サービス事業	—	—	—	—	1	5	1	5

④社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供する事業です。また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなど、障害者への支援により、社会参加を促進していきます。

有田市における方向性

単位：箇所・人

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（箇所）	1	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業（箇所）	—	—	1	1
点字・声の広報等発行事業（箇所）	1	1	1	1
奉仕員養成研修事業	—	—	—	—
自動車運転免許取得・改造助成事業	2	2	2	2

⑤ 経過的デイサービス事業

平成 18 年 10 月に地域活動支援センターに移行することが困難なデイサービス事業所が移行するまでの間、利用者に対して継続してデイサービスを提供します。

有田市における方向性

単位：箇所・人

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
経過的デイサービス事業	5	13						

見込量確保のための方策

○制度の改正にともないサービス内容が低下しないよう、質の向上に努めるとともに、新規サービスについては、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、サービス利用者の確保を図ります。

第5章 サービス利用体制の充実

第1節 制度・サービスに関する情報提供の充実

障害者自立支援法施行にともなう、制度や新しいサービス体系、地域生活支援事業の内容などを広報等の刊行物やホームページの媒体を活用して、情報提供の充実に努めます。

第2節 障害者等に対する虐待の防止

障害者団体をはじめとした関係団体・機関の連携を強化するとともに、地域自立支援協議会の場を活かして、障害者に対する虐待を防止し、早期発見と迅速な対応、再発を防ぐ体制づくりを推進します。

第3節 事業者の参入促進

旧サービス体系からの円滑な移行を促進するとともに、利用者のニーズに対応できるように、事業者に対して情報提供等により、参入促進を図ります。

第4節 人材の育成と資質の向上

障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるように、県と連携して、障害程度区分認定調査員や相談支援従事者等、サービス提供にかかわる人材の育成と資質の向上に努めます。

第5節 地域資源の有効活用

障害者団体やボランティア団体、NPO法人等に対して自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障害者を地域で支える体制づくりを推進します。

また、サービスの整備にあたっては、必要に応じて地域の小・中学校の空き教室や空き店舗等の社会的資源の有効活用について検討します。

第 6 章 地域における生活支援の充実

第 1 節 障害や障害者に対する理解の促進

障害者自立支援法では、地域生活への移行と一般就労に比重がおかれていますが、これらを進めていくうえでは、地域や職場における障害や障害者への理解が課題となっています。

今後も地域や職場において障害や障害者への理解が深まるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、地域社会や企業などに働きかけていきます。

第 2 節 制度及びサービス内容の周知と普及

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況にあります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報や市ホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知させるなど、新制度の普及と定着に努めていきます。

第 3 節 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

1. ケアマネジメントの構築

利用者の意思に基づきサービスが提供されるためには、サービス利用計画作成におけるケアマネジメントの制度化を図る必要があります。

そこで、障害者や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などをふまえて適切な支給決定がなされるよう、ケアマネジメントの構築を図っていきます。

2. 訪問系サービスの充実

障害者が地域で生活していくには、必要なサービスを身近な地域で受けられることが大切です。特に、精神障害においては今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや、退院促進を図るといったことから、居宅生活を支援していくために居宅サービスなどの基盤整備を進めることは重要です。

そのため、今後もさまざまな需要に対応し、地域での生活を支えていくために居宅介護や重度訪問介護、行動援護などの訪問系サービスを充実し、適切なサービス提供に努めます。

3. 日中活動系サービスの充実

障害者自立支援法の施行にともない、障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、療養介護、児童デイサービス、短期入所サービス、さらには地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実を図っていきます。

4. サービスの質的向上

今後、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることが考えられ、施設や事業者がネットワークを構築し、情報の共有などを行っていきます。また、研修などのさまざまな機会を通じて、障害特性への理解を深めるなど、資質の向上を図っていきます。

第4節 相談体制の充実

1. 重層的な相談支援体制の構築

アンケート調査結果では、「障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと」として、身体・知的・精神障害者ともに「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」との回答が最も多く、相談体制の充実が求められています。

また、相談体制としては、緊急な状況への対応や地域での連携のもと、ライフステージごとに途切れない連続した相談など、多種多様な相談機能が求められています。

今後、地域のさまざまな相談機能を活かしつつ、連携しながら対応できるよう、総合的な相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築していきます。

2. 相談支援に携わる人材の育成と確保

障害者自立支援法の施行により、生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員、社会福祉士、職員の地域における役割は重要となっています。また、相談支援に携わる方は障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験と研修等の受講が必要となっています。そのため、県との連携のもと、研修機会の充実を図り、相談支援に携わる人材の育成と確保に努めます。

3. 地域自立支援協議会を中核に据えた相談支援事業の充実

相談支援を適切に実施していくため、地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討を行うなど、相談支援事業を充実していきます。

4. 障害者などに対する虐待の防止

地域自立支援協議会等の場の活用により、障害者団体をはじめ、そのほか関係団体・機関からなるネットワークを通じて、障害者などに対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めます。

※アンケート調査結果については、「有田市障害者基本計画」に掲載しています。

第5節 情報提供体制の充実

アンケート調査結果では、障害の種別ごとにサービスの情報の入手先に違いがみられています。そのため、それぞれの障害の種別や程度にあわせ、必要な時に必要な情報を入手できるように、さまざまな方法を通じた情報提供が求められています。

特に視覚障害者や聴覚障害者など、コミュニケーションに支援の必要な人に対しては、点字や録音媒体だけでなく、インターネットなどを活用し、情報提供方法の充実を図っていきます。

第6節 地域生活移行を進めるための支援体制の構築

1. 生活の場の確保

障害者が施設や病院から地域生活へ移行するためには、さまざまな課題がありますが、まず受け皿となる生活の場を確保することが重要です。

(1) グループホームやケアホームの確保

地域生活へ移行した場合の生活の場としては、グループホームやケアホームなどが考えられます。今後、必要な量を確保するために、行政、施設、事業所及び関係機関・団体等が連携して取り組むとともに、地域社会における理解の促進に努めていきます。

(2) 障害者向けの住宅の確保と入居支援

地域での生活を支えていくためにはグループホームやケアホームの確保に加え、住宅を確保していくことも大切です。

今後も引き続き、新設の住宅については近年の応募率や総供給個数に応じて住宅建設を行うとともに、障害者に向けた住宅を確保していきます。

2. 社会参加の促進

障害者が地域で生活を送るためには、レクリエーション活動や交流の場、講演会などを通じて、スポーツや文化活動などに親しみ、障害者の心豊かな生活を確保できるよう、社会参加を促進することが大切です。

(1) 移動支援及びコミュニケーション支援の充実

障害者が積極的に外出できるよう、移動手段の確保や、コミュニケーション支援を必要とする聴覚障害者に対する手話通訳者及び要約筆記者を派遣するため、移動支援事業やコミュニケーション支援事業を通じて充実を図っていきます。

(2) レクリエーションや行事などを通じた社会参加の促進

障害者の社会参加を促進していくため、障害者の各種スポーツ大会の開催を支援していきます。また、地域での運動会や各種行事や文化・スポーツイベントにおいては、地域の人々と交流する機会となるため、地域との交流機会の拡大にも努めていきます。

3. 地域支援体制の整備

障害者が地域で自立した生活をしていくためには、きめ細やかに相談などに対応できる体制の整備が必要です。

障害者団体やボランティア、NPO法人などの関係者が、それぞれの立場や役割に応じた自主的・積極的な活動の促進と連携を図り、地域支援体制の整備に努めていきます。

4. NPO及びボランティアの養成

障害福祉サービスの充実を図る一方、地域の支援体制の整備を図るためには、NPOやボランティアなどの障害者を支える担い手を養成していく必要があります。そのため、NPOやボランティアの活動に関する情報を提供するとともに、研修会や講座などを通じて地域活動への参加の動機づけを行うなど、関心のある市民の参加を促進していきます。

また、障害者が自らの体験などを通じて相談相手となるピアカウンセラーの養成にも努めていきます。

第7節 就労に向けた支援の充実

1. 障害者雇用を促進するための体制整備

障害者雇用の促進のためには、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりが求められています。今後、障害者の雇用促進を図るためにハローワーク、養護学校、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害者雇用を促進する体制の整備を進めていきます。

2. 障害者雇用促進に向けた啓発活動

障害者雇用を促進するためには、体制を整備するだけでなく、民間企業や事業主に対して働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていくことが大切です。

そのため、今後もハローワークなどと連携しながら、民間企業や事業主に対して助成制度などの障害者の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や障害のある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

3. 障害者雇用促進に向けた支援プログラムの提供

施設においては、就労しようという意欲や能力のある人を後押し、就労へと結びつけていくことが、今後必要となってきます。そのため、一人ひとりのニーズや個々の障害特性に留意しながら一般就労を推進していけるよう、積極的に支援していくことに努めていきます。また、就労のきっかけづくりとしてトライアル雇用の実施に努めていきます。

4. 福祉的就労に関するサービスの充実

養護学校の卒業者の大半が福祉的就労に就いているという現状から、今後も一般就労だけでなく、福祉的就労への支援にも努めていく必要があります。

そのため、一般就労は困難であるが、就労を希望する障害者がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業などを通じて、働く場とする福祉的就労への支援を行い、充実を図っていきます。

第7章 障害福祉計画の推進体制

第1節 総合的な取り組みの推進

計画を着実に進めていくために、有田市の関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な取り組みに努めていきます。

第2節 地域における各種関係団体、民間企業等の連携

障害者の地域移行や就労支援などを進めるためには、市、市民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要であるため、地域で連携しながら、計画の推進を図ります。

第3節 国・県との連携

計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県と連携しながら、制度の改正などの変化をふまえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスにかかわる人材の養成などについては県と連携しながら、推進していきます。

一方、制度を施行していく中で制度や障害程度区分の認定審査などに関する問題点が生じた場合は県を通じて、国へ意見し、改善を要望していきます。

第4節 計画の見直し時期と評価

本計画は、3年を1期とする計画であり、平成20年度に見直しを行います。計画の見直しにあたっては、市民代表をはじめ、学識経験者や保健・医療・福祉関係者などに参画していただき、計画の達成状況を評価し、その結果をふまえて計画の方向性を修正します。

第 8 章 資料編

1. 用語解説

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

【か行】

居住系サービス

24 時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換するため、日中活動系サービスと居住系サービスにわけられている。居住系サービスは生活の場におけるサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用することが望まれている。サービスとしては、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援がある。

【さ行】

支援費制度

行政が身体障害者または知的障害者を対象とする福祉サービスの内容やサービス提供事業者を決定していた従来の措置制度にかわり、利用者の申請に基づき、市町村が決定したサービス支給量の範囲内で利用したい事業者を利用者自らが選び、利用契約を結んでサービスを受ける制度。

障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するため、平成 17 年に制定された法律。

障害程度区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障害者の心身の状態を総合的に示す区分。障害程度区分は介護の必要度に応じて、区分1（軽度）から区分6（重度）の6段階にわかれている。全国統一の調査項目（一次判定）をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障害程度区分の判定が行われる。

【た行】

地域自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。

地域生活支援事業

障害福祉サービスとは別に、障害者及び障害児が地域で自立した生活をしていけるよう、地域の実情に応じて都道府県と協力して実施する事業。事業は相談支援事業やコミュニケーション支援事業、移動支援事業などの必須事業と、そのほか地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されている。

【な行】

日常生活用具

6種類の日常生活用具がある。

- ①介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなど。
- ②自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害者（児）の在宅療養等を支援する用具。
- ④情報・意思疎通支援用具：点字器や人口咽頭などの障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
- ⑤排せつ管理支援用具：ストマ用装具などの障害者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品。
- ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）：障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修をとるもの。

【は行】

福祉的就労

一般就労が困難な障害者が、各種施設や小規模作業所などで職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

訪問系サービス

従来実施されている居宅介護を中心としたサービス。そのほか、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援があり、居宅介護、行動援護は平成 18 年 4 月より給付となり、重度訪問介護、重度障害者等包括支援は平成 18 年 10 月より給付。

【や行】

要約筆記

手話を使わない聴覚障害者（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会などで、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約筆記し、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）などで参加者に伝える方法。

2. 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱

第1条 障害者の福祉の推進を図るための計画を策定するに際し、障害者の福祉に関連する分野の関係者等から広く意見を求め、総合的な計画とするため、有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、22人以内で組織し、学識経験者、保健医療関係者、障害者団体等の関係者、福祉サービス事業者、障害者雇用関係者及び行政関係者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（所掌事務）

第3条 委員会は、障害者基本計画及び障害福祉計画の作成に必要な事項について検討する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画書の作成までとする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

3. 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会名簿

氏名	団体役職名
浜口 元司	有田市議会厚生委員長
生馬 千明	有田市医師会 会長
富山 博文	有田歯科医師会有田支部 支部長
野村 繁雄	湯浅保健所 所長
藤本 忠信	有田市社会福祉協議会 事務局長
成川 守彦	社会福祉法人 守皓会 理事長
桑原 清司	社会福祉法人 有田ひまわり福祉会 理事長
御前 明良	紀州有田商工会議所 専務理事
木下 眞栄	湯浅公共職業安定所 所長
田中 秀樹	有田市身体障害者連合会 副会長
橋中 保明	有田市障害児父母の会 会長
藤田 剛	子育て療育の会「小麦畑」会長
近藤 溪	有田市立病院 院長
北野 徳治	有田市民生児童委員協議会 会長
良田 祥	有田市ボランティア連絡協議会 副会長
九鬼 耕作	有田地域精神障害者家族会だるまの会 会長
石井 秀樹	教育次長
松谷 富治	市民部長
上田 茂里生	経済建設部長
上田 正憲	総務部長
水口 芳紀	福祉保健部長
梅本 治	企画室長

有田市障害福祉計画

発行：有田市役所 福祉保健部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地
TEL：(0737) 83-1111 (代) FAX：(0737) 83-6205

発行年月：平成 19 年 3 月
